



第2740地区 創立/1990年9月29日 認証/1990年10月22日

# 佐世保中央ロータリークラブ週報

会長:八重野 一洋 / 副会長:井手 陽一 / 幹事:筒井 琢磨



2024~2025 年度クラブスローガン

Taste of Rotary

「陽転思考」受容の精神で奉仕の心を

週報編集 / 公共イメージ・会報委員会:委員長 / 稲次 賢一 副委員長 / 井上 亮

委員 / 鶴田 明敏、古川 直記、田舎 豪裕、崎元 英伸、香月 章彦、宮崎 正典

本日の出席率 82.97%: 会員数 54名・出席 31名・欠席 8名・出席規定免除会員 8名・ビジター 1名  
 前回の修正出席率 82.97%: 出席 33名・メークアップ 1名



## 会長挨拶 / 八重野 一洋君



こんにちは。本日を含み残りの例会は7回となりました。今朝の西日本新聞に筒井琢磨幹事の会社が紹介されました、「まち彩る」という欄に、地域に「幸せ」を届けたいというタイトルで記事と写真掲載がありました、3代目という事で社業繁栄のため努力されているようです。掲載おめでとうございます。

昨日、藤井委員長の最後の仕事、入会3年未満の新入会員セミナーが委員会内にて行われました。入会ホヤホヤの川崎君、山川君としばらくお休みをしておりました春本君も少し落ち着いたということで研修に参加頂き早速本日の例会から復帰して頂いております。

研修と言えばJ C時代に大声を出す猛吠訓練や英文のJ C I クリード、綱領暗記などなかなかハードルの高い体育会系の研修を受けたのを思い出しました。当時の研修担当委員の先輩から「30歳過ぎた大人が今更何故こんな研修を受けなきやいけないんだ!」と思っている新入会員諸君、本当にそう思っているならそれがまともな考えです、世の中の非常識がJ Cでは常識だったりするのでしっかりと研修を受けて下さい」と何か訳の分からないことを言う方がいらっしゃいましたね。しかし入会後色々な方との交流、事業活動を経ていく上でなるほどという場面は沢山ありましたし今に続く糧であったと今でも思っております。

ただ、最近特に思うことは若い会員さんが増えていく度に「時代は確実に変わっている」という事です。旧態依然と言われる昔の古いやり方では現代では通用しないのかも知れません。若い会員さんに成長して頂いて中二階の我々世代の会員を先導して頂きたいと思います。

昨夜の研修セミナーでは藤井委員長自身もまた自己研鑽になった良いセミナーだったと思います。会員増

強のメンバーに橋口PPがいらっしゃいますが、打合せ委員会からセミナー当日まで藤井委員長が心配で仕方なかったかも知れません、内容も彼自身不備な点も多々あったかもしれませんのがロータリーの友情ということでご容赦頂ければと思います。今後ともご指導宜しくお願い致します。

そして本日の卓話は井手副会長の出番です、話し好きなどの部分が起承転結なかなか面白くお話をされますよね、昨夜も「明日は楽しみにして下さい」との事ですので期待しております。

Report

## 幹事報告 / 筒井 琢磨君

### 1. 来信

#### ■ガバナー事務所

- 「地区職業奉仕 WEB 勉強会」参加者募集  
5月21日(水) ZOOMにて
- ミャンマー大地震災害支援のお願い

#### ■ロータリー米山記念奨学会

- ハイライトよねやま302送付

#### ■佐世保東南RC

- 24-25年度 第7回会長・幹事会議事録



## 本日のビジター紹介

\* 佐世保北RC 小西 研一様



## 結婚記念日

4月 6日	古川 直記・敏子	ご夫妻
5月 3日	竹本 慶三・多恵子	ご夫妻
5月 5日	崎山 信幸・やよい	ご夫妻
5月 9日	福田 英彦・ちづ子	ご夫妻
5月 9日	澤田 磨・ルリ	ご夫妻
5月 20日	南部 建・裕子	ご夫妻
5月 24日	八重野 一洋・貴久実	ご夫妻

## Birthday

## 今月のお誕生日会員

昭和51年5月8日 片桐 康利君  
 昭和52年5月29日 倉科 聰一郎君  
 昭和58年5月20日 山川 弘幸君



## ニコニコボックス

## 佐世保北RC 小西 研一様

八重野会長、井手副会長、筒井幹事を始め、佐世保中央RCの皆様には大変お世話になっております。今年のゴールデンウィーク、5月3日、4日に開催されました。第14回佐世保島原ウルトラウォータリーには多くの皆様に広告協賛等をいただき誠にありがとうございました。おかげさまで、大きな怪我人の発生もなく、大会を成功裏に終えることができました。心より感謝申し上げます。また今週12日月曜日に弊クラブ職業奉仕委員会主催で開催しました。従業員招待会では、牛島様にシネマボックス太陽をお借りし、大変有意義な映画例会を開催することができました。合わせて御礼申し上げます

## 八重野 一洋会長・井手 陽一副会長・筒井 研一様

本日はメークアップとして佐世保北RC小西研一様にお越しいただいております。お忙しい中でのご来訪、誠にありがとうございます。本日の卓話は井出副会長による会員卓話となっております。建築に関わるお話をさせていただけます。いよいよ本年度も終わりに近づいていることを実感しています。

## 指山 康二君

1ヶ月遅れで76歳、喜寿の誕生祝いありがとうございます。79歳傘寿まで頑張ります。今日大谷が13号ホームランを打ちました。バースデーホーム

ランありがとうございます。※追伸川崎圭君入会おめでとう！  
**宮崎 宗長君**

佐世保北RCの小西さんご来訪を心より歓迎いたします。前回の来訪時にニコニコできませんでしたので、今回改めていたします。

## 香月 章彦君

佐世保北RCの小西さんご来訪を心より歓迎いたします。来年の佐世保島原ウォーターラリーも頑張ってください。

## 澤田 磨君

結婚記念のお花ありがとうございます。話は違いますが、先日東京で石井くんに会いました。元気にしてました。

## 稻次 賢一君

先般の母の葬儀の際には、皆様にお声がけお気遣いを多数いただきまして、亡き母も喜んでもらえたのかなと、勝手ですが思うことができました。取り急ぎお礼としてニコニコします。

## 筒井 研磨君

今日の西日本新聞に我が社の紹介の記事を載せていただきました。残念ながら自宅でも会社でも西日本新聞は取っていないので、コンビニで買いたいと思います。

## 倉科 聰一郎君

誕生日祝いありがとうございます。48歳へび年です。還暦まであと一回り！もう少し頑張ります。

## 片桐 康利君

本日、亀山八幡宮の神主様に会社にお越しいただき、祈願をしていただきました。毎年お願いをしていますが、おかげさまでサンビッグは30年目を迎えることができました。皆様に感謝しながら、これからも頑張ります。よろしくお願ひいたします。また誕生日ありがとうございます。

## 馬渡 圭一君

佐世保北RCの小西様ご来訪ありがとうございます。いつもお世話になっております。お土産もありがとうございます。本日は次年度の被選理事会もあります。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 岡 光正君・古賀 勝君・牟田 久美子君・吉野 英樹君

佐世保北RCの小西様のご来訪に感謝し、ニコニコします。ウォーターラリーの副実行委員長として、八面六壁の活躍ありがとうございました。お土産までありがとうございます。また次年度北クラブの会長ということで重ねてよろしくお願ひします。

本日の合計	395,000円
本年度の累計	925,000円



## 本日の卓話

井手 陽一 副会長

## 建築士について



- ・まとめ
  - ・確認申請手数料→増 (省エネ・構造規定等)
  - ・確認申請期間 →増 (省エネ・構造規定等)
  - ・設計費用 →増 (省エネ・構造規定等)
  - ・工事費 →増 (材料高騰)
  - ・工事期間 →増 (人材不足)
  - ・建築主にメリットは1つもありません！これが現状です。

## 建築士の種類

- ・1級建築士（昭和25年制定）
  - ・2級建築士（同上）
  - ・木造建築士（昭和59年制定）

建築土番号は永久欠番  
井手 249165号  
指山P会長 107085号  
現在は400000番台?

## 設計範圍

- ・1級建築士の設計範囲は制限なし
  - ・2級建築士の設計範囲は制限あり
  - ・木造2階建100m<sup>2</sup>以下

### 確認申請が必要な範囲

新築・増築・改築・大規模の模様替え・大規模の修繕  
※防火・準防火地域外での増築・改築・移転で  
延べ面積10m<sup>2</sup>以下は不要



SAA：田端 真人



1級建築士合格 1号は?  
田中角栄氏!

1級建築士番号とは別  
1級建築士番号1号は岐阜県の方

先日4月より建築基準法が大きく変更されました。

- ①4号建築物（木造2階建て500m以下）はすべて審査を省略できましたが今後は構造規定等の審査が必要です。
  - ②階数3階以下かつ高さ16m以下の木造建築物は許容応力計算で2級建築士も設計可能になりました。
  - ③すべての新築建築物に省エネ基準の適用が義務化されます。増改築の場合は増改築部分のみが適合すれば問題なし。
  - ④3000m超の大規模建築物について構造部材の木材そのまま見せる（あらわし）による設計（もえしろ設計法）を

導入し大規模建築物への木材利用の促進を図る。

- ⑤中層建築物に対する耐火性能基準が合理化され5階建て以上9階建て以下の建築物の最下層で90分耐火できれば木造での設計が可能。
  - ⑥特定条件を満たせば現行基準を適用除外とする特例が設けられました。古い建築物の再利用を促進する目的。
  - ⑦都市計画区域外も構造に関らず2階以上200m<sup>2</sup>超建築物は確認申請が必要。

